

欧洲特許機構管理理事会特別委員会、欧洲单一特許の料金、  
更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択

2015年12月22日  
JETRO テュッセルドルフ事務所

欧洲特許庁（EPO）は、欧洲单一特許（以下「单一特許」という。）の料金、更新手数料の配分割合、予算・財政に関する規則を、欧洲特許機構管理理事会特別委員会（Select Committee of Administrative Council of the European Patent Organisation：以下「特別委員会」という。）が採択した旨を12月15日にプレスリリースした。

特別委員会とは、2012年12月に合意された单一特許規則（单一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012年12月17日欧洲議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012) 第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、单一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPO によって行われる单一特許の管理業務を統治・監視する組織。

单一特許の更新手数料収入については、その50%はEPOに、残りの50%は参加加盟国に配分されることとなっていたところ、大きな政治的争点となっていた後者の内訳としての参加加盟各国への配分割合が、11月17日の特別委員会の第17回会合において合意されていた。今般の諸規則の採択は、12月15日の特別委員会の第18回会合においてなされたものであり、上述の更新手数料収入の配分割合について規定する規則も対象となっている。

今般の合意についてバティステリ EPO長官から、「本日のこれらの規則の採択によって、单一特許の準備作業は完了した。我々は今や法的、技術的、そして運営的にも、单一特許を発行する準備が整っている。唯一残されたステップは、統一特許裁判所の開設と加盟国レベルでの批准プロセスの完了である。これが2016年に実現することを期待する」と歓迎するコメントが発出された。

欧洲单一特許・UPCの枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む13か国がUPC協定を批准することで施行されることとなっている。12月22日付のEU理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点におけるUPC協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル（正式批准の完了順に記載）の8か国となっている。

— EPOのプレスリリースは、以下参照 —

[Unitary Patent ready to go](#)

[18th meeting of the Select Committee of EU Member States participating in the enhanced cooperation on Unitary Patent Protection \(Munich, 15 December 2015\)](#)

— 特別委員会のウェブサイトは、以下参照 —

[Select Committee](#)

— 欧州単一特許の準備の進ちょく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

[欧州特許機構、欧州単一効特許に関する作業スケジュールを公表（2013年8月6日）（PDF）](#)

(以上)